

<会議録（要旨）>

平成26年度 第1回 生駒市防災会議

I 開催日時 平成26年7月25日（金）午後1時30分～

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

III 出席者

会 長 山下会長（生駒市長）

委 員 西元委員（奈良県郡山保健所次長）、小紫委員（生駒市副市長）、古川委員（水道事業管理者）、今井委員（企画財政部長）、早川委員（生駒市教育長）、坂上委員（消防長）、山村委員（生駒市消防団長）、平山委員（日本郵便株式会社生駒郵便局長）、武田委員（近畿日本鉄道株式会社生駒駅駅長）、中前委員（奈良交通株式会社北大和営業所所長）、片尾委員（京都大学防災研究所地震予知研究センター准教授）、井山委員（自主防災会を組織する者）、久保委員、（生駒商工会議所会頭）、森岡委員（生駒市自治連合会副会長）、幸元委員（生駒市民生・児童委員連合会会長）、笹野委員（生駒市地域婦人団体連絡協議会会長）、永野委員（生駒市赤十字奉仕団委員長）、中谷委員（生駒市議会議長）、吉村委員（生駒市議会企画総務委員会委員長）、天野委員（公募市民委員）、富樫委員（公募市民委員）

委員代理 竹林（奈良県郡山土木事務所計画調整課長）、中井（生駒警察署警備課長）、榎本（西日本電信電話株式会社奈良支店設備部企画担当）、井上（大阪ガス株式会社導管事業部北東導管部）、森田（関西電力株式会社奈良営業所所長室）、大井（北倭土地改良区事務局長）

事務局 中田（市長公室長）、吉岡（市民部長）、稲葉（建設部長）、中谷（環境経済部次長）、木村（危機管理課長）、林（経済振興課長）、吉川（こども課長）、寺西（土木課長）、増田（事業計画課長）、平井（消防本部総務課長）、松田（消防本部警防課長）、小林（危機管理課長補佐）、米田（事業計画課長補佐）、甫田（危機管理課危機管理係長）、岩田（経済振興課主査）、木村田（㈱パスコ）

IV 欠席者 牧委員（京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授）、溝口委員（生駒市医師会長）、井上委員（生駒市建設業協会）

V 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

会 長 生駒市地域防災計画を平成26年度、27年度の2か年で全面改定を行うが、現実的な計画にして、よりわかりやすくコンパクトで実践的なものとしていきたいと考えています。また、この改定には本会議の委員の京都大学防災研究所の牧先生にご指導いただきながら、専門のコンサル業者の協力を得つつ改定していくことを予定しており、本日の会議でこの改定の方針と改定スケジュールを皆様方にご説明させていただく予定です。今年度来年度いろいろと防災会議の委員の皆様にはご協力を賜ることもあろうかと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

3 委員紹介

4 案件

(1) 生駒市地域防災計画の全面改定に係る改定方針等について

会 長 それでは手元の会議次第に基づきまして、案件1から5についてうかがって参りたいと思います。

まず案件1、生駒市地域防災計画の全面改定に係る改定方針等について事務局から報告をお願いします。

危機管理課長補佐 危機管理課から報告します。

本日は、今年度・来年度で実施いたします、生駒市地域防災計画の全面改定に伴い、お手伝いいただくコンサルタント業者が、株式会社パスコに決定したことから、改定の方向性とスケジュールについてご説明いたします。

資料1 生駒市地域防災計画改定の基本方針（案）をご覧ください。まずは、背景です。

生駒市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画で、その第42条により、市長を会長とする生駒市防災会議で定めるものとなっています。

市域の災害対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、災害による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護すると共に、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として作成します。

つまり、災害発生時に職員がどのように動くのか、また災害に備え、平常時にどのようなことに取り組んでおくべきかをまとめたものです。

これは、災害対策基本法をはじめ、国の防災基本計画や、奈良県地域防災計画などの上位計画との整合を図ることとなっておりますが、東日本大震災以降、その教訓を生かすため、これらの上位計画等の改正が行われてきております。

防災基本計画については、国の中央防災会議では、東日本大震災以降、平成23年12月に津波災害対策編の追加を行い、平成24年9月には中央防災会議防災対策推進検討会の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化を反映し、さらに平成26年1月にも、災害対策基本法の第2弾改正と、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化などの内容を反映した防災基本計画の改定が行われました。

奈良県地域防災計画については、奈良県防災会議において、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを最大の目標に、出来る限り被害の減少を図ることを目指す という見直し方針を掲げ、紀伊半島大水害の経験・教訓の活用、大規模広域災害等への対応といった観点により、奈良県地域防災計画の改定が行われました。

さて、生駒市地域防災計画ですが、阪神淡路大震災を契機に平成11年に抜本的な地域防災計画の改定を行って以来、上位機関との認識の整合を図りつつ、近年の社会状況の変化に対応させながら、10回以上の時点修正を行ってきました。

しかしながら、国が推進する東日本大震災などの教訓を踏まえた防災対策の原則である「減災」、「自助、共助、公助」などのキーワードが反映されていないことや、職員数・組織体制の変化による現実と計画の乖離、部署別の動きがわかりにくい構成、重複した内容の掲載による膨大なページ数など、一般的にわかりにくい計画となっております。

このような状況の中で、平成26年度・27年度の2箇年で生駒市地域防災計画の全面改定を行うべく、予算を確保し、お手伝いいただくコンサルタント業者を決定し、また、今回の全面改定では特に、本防災会議の委員でもある京都大学防災研究所で都市防災計画について研究されております牧紀男教授にご指導をいただくということで、調整を図りながら改定作業に向けての準備を進めております。

次に3・4ページをご覧ください。

改定の方向性としては、6つの柱がございます。

まずは、(1) 東日本大震災の教訓を出来る限り反映いたします。

地震の被害想定を見直します。また、自治体間の応援・授援体制の整備について記載するなど、広域防災体制を整備します。

二つめは、(2) 上位計画の改定内容を確実に反映いたします。

現行の生駒市地域防災計画改定以降に変更されている法律、防災基本計画、奈良県地域防災計画、その他上位機関等の指針や提言内容を反映します。

関連する法律や指針、提言などについては、資料3ページ下から4ページにかけて例示しております。

三つめは、(3) 市民にわかりやすく、読みやすい計画となるよう工夫いたします。

重複箇所を避け、計画本編の記述量を減らします。

現行の生駒市地域防災計画は、基本計画と地震災害対策計画に分かれております。また、奈良県地域防災計画は、水害・土砂災害編と地震編に分かれておりますが、基本編と震災対策編を一本化いたします。

災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風の被害を教訓に成立いたしました。このため、特に風水害に力を入れられたものでしたが、しかし、阪神淡路大震災が起き、地震が少ない地域でも、いつ起きても不思議でない地震災害に対する備えの必要性が再認識されたことから、水害を取り扱う基本計画編に加え、ほぼ同じ内容ですが、一部地震対策に特化した震災対策編を新規に作成することが主流となりました。本市でもこの流れにより、現行の地域防災計画は基本計画編と地震災害対策計画編に分かれております。

近年は、市民の自主防災活動などが活発化する中、地域防災計画への関心も高まり、わかりやすさが求められ、水害と地震災害とで重複する内容の記載を避け、計画を減量化する自治体が増えてきております。

次のページをご覧ください。

四つめに、(4) 職員が使いやすくなるよう工夫いたします。

市職員が必要とする情報を、マニュアル編として、他の自治体の先進事例を参考としながら編集いたします。

五つめに、(5) より実践的な体制となるよう、災害対策本部体制を見直します。

現行の災害対策本部体制について、国の標準化の考え方や、他の自治体の先行事例を参考に、より実践的な体制となるよう見直しを行います。

現行の生駒市地域防災計画における災害対策本部体制は、平常時の組織がそのまま危機対応時の組織に移行しやすいように配慮したものとなっております。

こうした組織は、本部長・副本部長が全部署を統括しており、各部署への指揮命令が容易で、全庁的な総合調整がはかりやすいというメリットがありますが、大規模な災害発生時には過度に業務が集中する部署が生じて、組織が機能しなくなる危険性も秘めています。

したがって、災害対策標準化検討会議報告書（平成26年3月）において記述されている災害対応体制の構築に関する内容や、他の自治体の先進事例などを参考に、災害対策本部体制の見直しを行います。

また、地域防災計画を用いての災害対策本部運営に係る図上訓練を行い、地域防災計画が実際に使えるものなのかを検証しながら改善を行っていきます。

そして、最後に(6) メンテナンスのしやすさに配慮いたします。

更新を伴う数値データや個別名称などは資料編として編集いたします。また、計画本編に影響する見直しが、頻繁に発生しないよう配慮いたします。

以上、6つを柱に定め、改定を進めて参ります。

さて、次のページにはスケジュールを示しております。

大きな流れといたしましては、今年度に素案を作成し、来年度に図上訓練を数回行い、検証を重ねるとともに、防災会議委員の皆様のご意見や、関係各課、関係機関からの意見を集約し、来年12月に案の完成、防災会議に諮り、議会へ報告、再来年1月にパブリックコメントを実施、その結果を受けて2月から3月にかけての防災会議で最終案をご審議いただき、3月議会に報告、そして奈良県へ報告し、4月から運用開始と考えております。

その間に素案の作成、検証にあたっては、職員の部長をメンバーとする生駒市地域防災計画改定委員会を設置し、方針の策定や進捗管理を行うとともに、その下に、係長をメンバーとする作業部会を設置し、計画に職員の意見を反映させるとともに、職員の意識の高揚にもつなげていきたいと考えております。スケジュールにあります、委員会、作業部会は、これに当たります。

以上です。

会 長 ありがとうございます。只今の報告につきまして、ご質問ご意見等ございますでしょうか。

無ければ次の案件2、市指定避難所・市指定緊急避難場所の指定方針等について、事務局から説明をお願いします。

(2) 市指定避難所・市指定緊急避難場所の指定方針等について

危機管理課長補佐 危機管理課から説明します。市指定避難所、市指定緊急避難場所の指定方針等について資料2をご覧ください。

現在、生駒市では、36施設を避難所に指定しています。資料の「現状」という部分に記載しております、中学校8校、小学校12校、文化施設6施設、体育施設7施設、その他の施設3施設です。1枚めくっていただいた次のページに一覧がございます。

これを、今年の4月1日に施行された災害対策基本法の一部改正によりまして、災害の種別ごとに「指定避難所」と「指定緊急避難場所」を指定し、住民に周知しなければならないとされました。

これは、東日本大震災において、避難所へ避難した方々が津波にのまれ、多くの命が失われたことから改正されたものです。

今回は、これらの指定方針等についてご意見を賜りたいと思います。

まず、「避難所」と「緊急避難場所」の違いです。「避難所」は「被災者が一定期間滞在して避難生活をする施設」、
「緊急避難場所」は「切迫した災害の危険から逃れるための緊急の避難場所」となっております。

災害対策基本法施行令では、それぞれについての条件が示されています。お手元の資料にも記載しております。

そして、本市で想定される災害としては、地震、土砂災害、浸水害、火災が想定され、土砂災害については、土砂災害警戒区域、浸水害については、浸水想定区域が、奈良県により指定されています。区域につきましては、お手元でございます「生駒市総合防災マップ」、冊子になったものでございます、こちらの方に掲載しております。なお、この「生駒市総合防災マップ」は昨年4月1日に全戸配布いたしております。

また、地震に対しましては、避難所施設のうち耐震性のないもの、或いは耐震性のわからないものは、現在のところ市役所、市民体育館、生駒北スポーツセンター体育館の3か所となっております。しかし、いずれも耐震改修等の予定がございます。

以上のことから、事務局案としましては、まず被災者が一定期間滞在して避難生活を送る「指定避難所」については、現在の避難所を当てたいと考えています。ただし、市役所は災害対策本部を設置することから、また、福祉センターは福祉避難所として指定することから、この2か所を外し、34箇所を指定避難所としたいと考えています。なお、これにより避難者の収容可能人数は43,580人となり、見直し前の44,140人から560人減りますが、生駒断層帯地震発生時、最悪の避難想定の場合が40,167人であることから、何とか対応できるものと

考えております。

また、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」については、グラウンドや駐車場など屋外の広いスペースを想定しております。一つとしては、指定避難所にあるグラウンドや駐車場を、そして地域的に不足するところについては、ある程度の広さをもつ公園等を緊急避難場所として指定して参りたいと考えております。なお、指定避難所にあるグラウンドや駐車場の中には、土砂災害警戒区域や浸水想定区域が当たっているものもありますので、それについては指定から外していきたいと考えております。

本日につきましては、このような方針で指定していくことをご承認いただき、次回の防災会議において具体的場所についてのご承認いただくということをお願いしたいと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 今回新たに指定避難所と指定緊急避難場所というものを、災害対策基本法の一部改正に伴い市町村長が指定をして住民に周知をするということで、その案が資料にあります。これについて質問・意見等ありませんか。

この土砂災害警戒区域に入っているものについては、市指定緊急避難場所から外すということですが、隣接については大丈夫という判断ですか。

危機管理課長補佐 県が指定している土砂災害警戒区域と浸水想定区域の両方から外れている区域について指定していきたいと考えております。

会 長 私の質問は、生駒北中学校とあすか野小学校と光明中学校は土砂災害警戒区域に隣接しているが、問題はないのかという質問です。

危機管理課長補佐 はい、問題ないと考えております。

会 長 その理由は。

危機管理課長補佐 生駒北中学校とあすか野小学校につきましては、隣接はしておりますが、例えば生駒北中学校でしたら前の道路を挟んでおり、さらに校舎があつて避難所となる体育館があるという形になっております。また、あすか野小学校につきましても、校舎があつてその下に体育館となっておりますので、まずは体育館に入ってくださいことを考えておりますので大丈夫かと考えております。また、光明中学校につきましては、体育館の横が警戒区域になっておりますが、こちらは奈良県が今年の3月4月と対策工事に入っていており、こちら大丈夫かと考えております。

会 長 指定緊急避難所はグラウンドや駐車場の問題であつて、指定避難所は体育館の問題になりますが、いずれもグラウンドや駐車場、体育館にまで土砂が押し寄せることはないという判断ですね。

他に質問や意見はございませんでしょうか。

久保委員 今の問題ですが、生駒北中はどうして大丈夫なのでしょう。富雄川に面して比較的高低差の無いところにあり、体育館等に富雄川の水が届くかと思うので、本来もう少し高台へ建て替えるように設計していただくのがベターだと思うのですが。いちばん悪い条件のもとにどうして避難場所に設定されるのかよくわかりません。その辺をもう一度、再考を促したい。

会 長 富雄川が溢れて浸水するという地域には生駒北中学校は入っておりません。そもそも浸水の恐れはないということで判断されています。今、説明があつたのは、土砂災害が起きて土砂の流出等があるかないかについては、可能性はないと、そういう説明だと理解したのですが、もし補足があれば。

危機管理課長補佐 そういうことでございます。

事業計画課長 今の説明の土砂災害警戒区域ですが、生駒北中学校の北側、高山中学校線を挟んで北側に家があ

りますが、その裏側が急傾斜地の土砂災害警戒区域に指定されております。その想定でいきますと、先ほども事務局からご説明しましたとおり、仮に土砂崩れが起こっても学校の避難場所に指定する体育館のところまで行かないということです。

会 長 よろしいですか。

久保委員 わかりました。高山ため池のハザードマップの問題ですね。

会 長 案件としては5番目の案件で報告がありますので、それをお待ちください。

久保委員 わかりました。

会 長 それ以外にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、この市の指定避難所につきましては、現在の36箇所から市役所と福祉センターを除くということ、指定の緊急避難場所については、鹿ノ台ふれあいホール、生駒中学校、たけまるホール、コミュニティセンター、福祉センターは緊急避難場所から除くということ。その理由は、生駒中学校と福祉センターについては土砂災害警戒区域内なので除くと、鹿ノ台ふれあいホール、たけまるホール、コミュニティセンターについては駐車場は狭いため除くということでございますけれど、こういった方針でよろしいでしょうか。

特にご意見無いようでございますので、事務局案どおりに決定させていただきたいと思っております。

(3) 避難勧告等の判断基準の見直し方針等について

会 長 それでは案件の3番、避難勧告等の判断基準の見直し方針等について、審議案件となっておりますので、事務局から説明をお願いします。

危機管理課長補佐 危機管理課から説明いたします。

資料3 避難勧告等の判断基準の見直し方針等についてをご覧ください。

会議のご案内では、土砂災害に関する避難判断基準としておりましたが、水害についての判断基準も含め、今回、避難勧告等の判断基準の見直し方針等についてということで、ご意見を賜りたいと思っております。

まず、背景ですが、平成17年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が国により策定され、多くの市町村で避難勧告等の判断基準が定められました。昨年10月の台風26号による伊豆大島における土石流災害など、洪水や土砂災害において、避難行動の問題や避難の遅れ等により、依然として多くの犠牲者が出ております。

このことから今年4月に内閣府（防災担当）から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」が示され、本市においても、これに基づき、平成22年5月に定めた避難規準の見直しを行うものでございます。

今回示されたガイドラインでは、主要な変更点として

- ① 「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義している点。
- ② 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとしている点。これは、「屋内での退避等の安全確保措置」と言います。
- ③ 避難勧告は空振りをおそれず、早めに出すとしている点などが挙げられます。

そして、このガイドラインに基づき、水害の避難勧告等の判断基準を示しているのが、2ページ、3ページとなります。

本市の場合は、竜田川と富雄川が、洪水予報河川、水位周知河川、小河川に分類される中の、水位周知河川として指定されており、水害の避難判断基準の対象となっております。

避難準備情報、避難勧告、避難指示と、それぞれにおける現行の基準と、新しく国が例示した基準を併記しておりますが、現行の基準では、これらの基準を参考に、水位情報、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総

合的に判断するとしています。

例えば、2ページの避難勧告をご覧ください。現行では、「1時間後に避難判断水位に到達すると予想され、なお水位の上昇が見込まれる」とあります。その右の3ページには、参考として竜田川・富雄川における現在の判断水位がありますが、例えば、竜田川については、「1時間後に水位計の水位が2mを超えると予想され、なお水位の上昇が見込まれる」ときに避難勧告を出すということです。

新しく国が例示した基準では、避難勧告の場合、次のいずれかに該当する場合としています。

一つめは、氾濫危険水位に到達した場合とあります。右側3ページの先ほどの表をご覧くださいと、氾濫危険水位は、現行の基準である避難判断水位よりも危険な状態にあることがわかります。しかし、竜田川、富雄川ともに氾濫危険水位が設定されていないこともわかります。

2つめには、「氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、上流の今後の気象情報、降水短時間予報で、さらに〇〇mm以上の降雨が予想される場合」としています。現行の基準と比べると、避難勧告を判断するタイミングが少し遅くなっていることがわかります。

また、今回のガイドラインでは、今まで示されていなかった、避難が必要な状況が夜間や早朝になる場合の判断基準も示されています。

国が示す今後の予定では、水害については、今年度にはまず、河川管理者が氾濫危険水位等の見直しと洪水時家屋倒壊危険ゾーンの設定を行うことになっており、本市としてもこの動向を見ながら、水害についての避難勧告等の判断基準を奈良県や奈良地方気象台の助言を仰ぎながら見直していきたいと考えています。

次に4ページ、5ページをご覧ください。

土砂災害の避難勧告等の判断基準でございます。

現行では、基準を参考に土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視からの報告等を含めて総合的に判断するとしています。

また、新しく国が示した基準では、避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合でも、躊躇することなく避難勧告等は発令するとしています。

それでは、例として、避難勧告をご覧ください。

現行では、次のいずれかの場合ということで、

近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、よう壁・道路等のクラックの発生）が発見される。

土砂災害警戒情報を補足する詳細情報における予測雨量が、1時間後に土砂災害発生警戒基準線に到達すると予想される。

前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日の日雨量が60mmを超え、時間雨量が40mm

以上の激しい雨が予想される 等々となっております。

これに対し、国の例示する基準では、次のいずれかに該当する場合ということで

土砂災害警戒情報が発表された場合

大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で 等々あり、5ページの上では 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合とあります。

また、4ページの避難準備情報の現行の基準の一つめを見てくださいと、近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）が発見される と同じことが書いてあります。

これらからわかりますように、新しく国が例示した基準の方が、現行の基準より明確で、避難等のタイミングも早くなっています。

この土砂災害の避難勧告等の判断基準につきましても、奈良県や奈良地方気象台の助言を仰ぎながら、国の示す基準に則って見直していきたいと考えています。

本日につきましては、このような方針で見直しを行うことをご承認いただきたいと思います。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 この件につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

私から質問ですが、水害の場合の避難勧告の新しく決められる基準というところで、先ほどの説明では氾濫注意水位を超えた状態で、今後の気象情報、降水短時間予報でさらに〇〇mm以上の降雨が予想される場合というのは、現在よりも避難勧告を出す時点がより遅くなるわけですか。

危機管理課長補佐 はい。例えば、避難勧告のところの新しく国が例示した基準の二つ目のところ、氾濫注意水位または避難判断水位を超えた状態で、となっております。現行の基準では1時間後に避難判断水位に到達するとなっておりますので、すでに水位の方は新しい基準の方が上になっているという解釈をしております。

会 長 判断注意水位というのは、避難判断水位よりも20cm低いですね。

危機管理課長補佐 はい。

会 長 ですから判断注意水位を超えて、さらに今後の気象条件で〇〇mm以上の降雨が予想される場合というのが、現行の基準が、1時間後に避難判断水位に到達すると予想され、なお水位の上昇が見込まれる場合よりも、より厳しいというか雨が降り続いた常態かどうかは判断できないのではないですか。この表現だけを以って判断が遅いとは言えないのではないですか。

危機管理課長補佐 実際今まで対応してきたものでいきますと、実際氾濫注意水位から避難判断水位まで20cmとか富雄川でも70cmしかなく、すぐに到達してしまう状態になっております。そもそもこの氾濫注意水位がこの値でよいのかどうか、そのあたりも含めまして奈良県と奈良地方気象台と調整しながら判断していきたいと思えます。

会 長 これまでの例からすると、竜田川で20cm、富雄川で70cm水位が増えるのに1時間も必要としていないということですね。

危機管理課長補佐 もともと生駒市がそれぞれの川のいちばん上流部分に当たるということもありまして、降った雨がそのまま流れ出ます。最近多くなっていますが局地的大雨と言われるもので、水位がすぐに上がってしまうというのが現状となっております。

会 長 今後の〇〇mmというのを確定していくということですね。

危機管理課長補佐 はい、そのとおりでございます。

会 長 他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。

かなり専門的な話となっておりますので、質問とかしにくいとは思いますが、素朴な疑問等で結構ですので。

特に無いようなので、こういった方針でこれから県や奈良地方気象台と調整をしていっていただくということですので、よろしく願いしたいと思います。

(4) ため池要整備箇所について

会 長 では4番目の案件、ため池要整備箇所について、報告をお願いします。

経済振興課長 ため池の要整備箇所について経済振興課から説明します。それでは、お配りしております資料4をご覧ください。

今回、生駒市地域防災計画の資料集5ページ資料3ため池要整備箇所につきまして、平成25年度にこのため池要整備箇所を始めとする市内のため池調査を行いました。その結果、安全が確認されたため池について、最新の情報

とするため、ため池要整備箇所から削除するものです。

まず、番号1、ため池名は後谷下池です。所在地は老分町地内で、削除するため池の位置図をクリップ止めいたしておりますのでご参照ください。削除理由といたしましては、受益面積が1.5haから0.2haになり、用水の必要性が無くなり、保水量を830立米から満水時でも約400立米となりました。そのことによりため池の水位が660cm下がり、今回安全が確認されましたので削除するものです。

次に、番号3、休場池です。所在地は俵口町で、位置図につきましては2枚目です。削除理由としては、堤体の補強工事が完了しており、安全性が確認されたため削除するものです。

次に番号6、西池です。所在地は大門町で、位置図につきましては3枚目です。削除理由としては、余水吐けの水位を下げる工事を地元で施工したため、水位が約1m下がり、安全性が確認されましたので、今回削除するものです。

次に番号9、角竜池です。所在地は西菜畑町で、位置図につきましては4枚目です。削除理由としては、余水吐けの改修により水位が下がっており、今回安全が確認されたので削除するものです。

最後に番号2の岩井谷池につきましては、平成27年度から3か年計画で県事業として改修工事を予定しており、工事改修後のこのため池についても削除するものです。

以上です。よろしくお願ひします。

会 長 このため池要整備箇所というのは地域防災計画の一部になっているわけですか。

経済振興課長 はい、資料集がございまして、資料3となっております。

会 長 資料編の改編なので審議ではなく、報告ということですね。

危機管理課長補佐 はい、結果そのような形で補強しているということなので、報告としています。

会 長 まだ載っている状態なので、これを削除していきますと、資料なので別に審議事項ではありませんと、そういう解釈でいいんですね。

危機管理課長補佐 はい。

会 長 資料編なので報告ということで。何かこれにつきましてご意見ご質問等ありませんか。

特に無いようなので、この報告で承ったということで、次、高山ハザードマップの作成について、事務局で説明をお願いします。

(5) 高山ハザードマップの作成について

経済振興課長 高山ハザードマップの作成について、再度経済振興課から。資料はございませんが、現在のハザードマップの進捗状況、今後の予定を報告いたします。

現在、奈良県と協議を進めているところでございます。9月頃には委託業者を決定し、そして対象区域が想定される区分などができましたら、その地域のかたがたと話し合いを行い、浸水区域や避難場所等を記載したハザードマップを平成27年3月には作成する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会 長 高山ハザードマップの作成について報告がありましたが、久保委員、どうでしょうか。

久保委員 要求をいたしますが、避難場所ですが、生駒北中学校と生駒北小学校を現地視察したんでしょうか。いずれにしても高山ため池が決壊した場合、想定外とおっしゃいますけれど、想定外ということはありませんので、早急に作成していただきたい。土砂災害と河川の氾濫は同じレベルで起こっています。過去に、昨年も土砂災害による富雄川の氾濫が何度も起きています。先ほども申しましたが、ほとんど高低差はないわけです。担当者は現地視察行かれましたでしょうか。高台にあるのは生駒北スポーツセンターのみで、あそこまで避難するにはかなり

時間がかかりますし、逆にかえって危険を伴います。その点も含め、ハザードマップをできるだけ早期の作成をお願いします。

会 長 土砂災害警戒区域とか浸水想定区域とかは県で調査をし、区域を設定しているもので、県が専門業者等の助力のもと県が決めるもので、市としてはその県の想定を信じてやっています。当然、県は富雄川の通常的水位とか、護岸の高さとか、想定される雨量に伴う水位の増とか計算されて想定されたものだと思いますが、もし何か不足があれば。県の想定はあてにならないという意見のようですが。

久保委員 県に任せるのはいかかなもののでしょうか。県以前の問題として、生駒市が市民の安全のために当然県に進言するのが当然のことではないですか。

事業計画課長 委員のご指摘は最もだと思いますけれど、例えば、河川が溢水したときの浸水想定区域であるとかは、法律に基づき一定の基準で得られているわけであり、県が調査したから危ないということではなく、生駒はどうしても地形の特性で起伏が激しいので、ほどほどの危険性があるということで、私どもは認識いたしております。

もう一点は、土砂災害の危険箇所については、平成22年の3月に奈良県の土砂災害を担当する部局が土砂災害に対する対応の方針を制定しており、それに基づいて計画的に土砂災害の危険箇所の対策を講じる、行なうということになっております。まさしく今、避難所に指定されております光明中学校であるとか、生駒中学校であるといったそういう危険箇所の対応に着手していただいております。引き続き年度計画をもって危険箇所の改修に努めると聞いておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

久保委員 私が申し上げておりますのは、避難場所を生駒北小学校、生駒北中学校でいいのかということ。鹿ノ台小中学校、真弓小学校、上中学校につきましては高台にありますので、問題はないかもわかりませんが、高低差がほとんどない生駒北小学校、生駒北中学校がいいのかどうかということも言っているのであって、そこが避難場所に指定された場合、皆さん方が東日本大震災のときのように、低いところに集まっていて氾濫の水によって飲み込まれるという可能性も否定はできないと思いますので、その点も含めまして、もう少し高台に作れと言っているわけでないのです。市として現地視察していただいて、高台を検討していただきたいと思います。何としてもこれ、富雄川とほとんど高低差無いわけですから。ですから必ず土砂災害もさることながら、富雄川が氾濫すると、小さな氾濫ならいいですが、大きな氾濫が起きますから、必ず流されるということにはならないかもわかりませんが、そういうところを避難場所として指定していいのかどうか、お願いでございます。

会 長 例えば、久保委員、永らく高山にお住まいと思いますが、富雄川が氾濫して県道が水に浸かったということが過去あったんでしょうか。

久保委員 何回かございました。生駒北中学校が飲み込まれたということは無かったです。想定外も含めて、そういう低いところを指定してよいかどうか。生駒市内で唯一低いところで学校が位置しております。最近はみな高台に、そういうことを想定しているのはわかりませんが、高台にあります。私が強く申し上げるのは、北地区出身は私ひとりということでございまして、その点も含めまして申し上げます。

企画財政部長 避難所につきましては、ある一定の避難者を受け入れる、避難していただくための場所ということで、小中学校を指定させていただいているわけで、また、今まで小学校のグラウンドや中学校のグラウンドが浸かるということは想定していなかったんですけれども、ただ、今回、高山ため池のハザードマップを作られるということで、その結果によってもしご指摘のように小中学校が危険だということであれば、また検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

会 長 ハザードマップの状況でまた検討するという答えですがよろしいでしょうか。

久保委員 それで結構でございます。

会 長 他にこの案件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

無ければ予定していた案件についての審議及び説明は終了といたします。

5 その他・意見交換等

○ 帰宅困難者訓練について

危機管理課長 危機管理課からご連絡申し上げます。資料5をご覧ください。

平成26年度帰宅困難者訓練案でございます。訓練内容に入ります前に、本年5月9日に生駒市と大東市、四條畷市3市が大規模災害時の相互応援協定を締結いたしました。また、奈良市と近々帰宅困難者対策上の協定を締結する予定でございます。これらの協定に基づき、4市が主催で地震発生時に起こりうる帰宅困難者訓練を平成26年11月2日（日）に実施いたします。4市市長によりまず出発式を大阪城公園で午前8時を予定しております。コースにつきましては生駒市企画コース2コース、それと奈良市企画コース2コースでございます。（1）の大阪城を出発といたしまして、新石切経由163号線を通して白庭台へ到着する27kmコース。（2）として新石切から国道163号線を經由しまして白庭台駅へ到達する18kmコース。奈良市企画の（3）大阪城公園を出発いたしまして花園中央公園、これはラグビー場のある公園でございますが、ここを經由して暗峠を越えて生駒市の南コミュニティセンターせせらぎ到着の19kmコース。（4）といたしまして、花園中央公園を出発し暗峠を越え、南コミュニティセンターせせらぎ到着の9kmコース。この4コースがございまして、参加者の方には4コースから事前に選択をしていただき訓練をしていただく予定でございます。5番目の参加者につきましては、公募市民50名程度、市職員合せまして100名前後の参加者を予定しております。募集につきましては、9月15日号の広報いこま、また市のホームページ等でお知らせをいたします。その他といたしまして、大東市の参加状況でございますが、大東市市民会館を帰宅困難者支援ステーションとして開設をしていただく予定となっております。それと生駒市と同じコースを大東市職員が歩くことになってございます。四條畷市につきましては現在職員の参加は予定しておられますが、内容につきましてはまだ未定となっております。以上でございます。

会 長 これにつきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

○ 災害対策本部としての市役所の立地条件に関する問題について

森岡委員 今話された問題の以前の問題として、災害対策本部、例えば生駒の市役所の立地条件について。いわゆる大規模災害が起こったときに、相当数外部からの大型車両が入ってくる。現状の生駒市の立地から見ると非常にそういう大型車両が相当数入ってきたときに玄関前も回れない。駐車場へもなかなか大型車両は入れない。このような現状があると思います。そういう意味で、災害対策本部そのもの、生駒市役所の構造も含めて将来的な見当もする必要がある。以前に指摘もさせていただいたが、例えば商業用電源が落ちるといわゆる交換機はストップする。全部100Vを使っていますから。そういうときに本当の生駒市の災害対策本部が、きちんと機能できるように考えられているかどうか。以前にもそういう質問をさせていただきましたが、具体的には答えはもらってない。もうひとつは、避難所がしにくいという話。体育館が上の方にあり、逆にそこに避難しても避難物資は来ないかもしれないという不安がある。そういう意味では避難しにくいのが相当数あったりする。避難したあと避難生活をおくるにあたって非常に困難なところにある。生駒中学校にしても避難はしたけれど避難物資を運ぶ車がまともに入っていない。中学校の周りについても広い部分が無い。こんな状況が相当数見つけられると思う。建物の耐震の問題じゃなくて、みんなが安心して避難できるように、そういう機能を持たせるという意味で、今後検証し図ってほしいと思います。

会 長 質問は3点あったかと思います。1点目が生駒市役所に大型車両が入れるのかというご質問だったと

思いますけれども、これは支援物資をどうするといったことをおっしゃっているのでしょうか。

森岡委員 本部の場合はいろんな関係車両が入り出すと思う。生駒市役所に対して。災害対策本部に対して。生駒市役所は機能的な面で不備があると思うんです。実際に起きたときに災害対策車両等を含めて、緊急対策車両が入ってきませんか。

会 長 十分前の道路も広いですし、駐車場もございますし、ある程度大型車両も入ってこれると思いますし、物資を運ぶようなトラックを念頭に置いておられるのであれば、市役所内で物資を貯蔵するということもあるのかもしれませんが、また別の場所に物資等を貯蔵するということもありますので、特にそういった観点では問題ないと思っておりますが、何か事務局の方でございますか。

企画財政部長 市役所自体につきましては防災拠点ということになりますので、いろんなことを判断する災害対策本部が設置される。また、支援物資等につきましては、広い総合体育館、総合グラウンドであるとかそういったところにまとめて運んでいくといったことになろうかと思っております。市役所につきましても、これで完璧かという、そうではないとは思いますが、今ある現状の施設を使いながらでございますので、今の市役所で対応できると考えております。

会 長 よろしいでしょうか。

森岡委員 納得できません。改修をしていく必要があるということです。

会 長 特に車両進入とか駐車スペースについては、特に問題はないとわれわれは認識しております。

非常用電源につきましては、関西電力の供給が止まっても、自家発電装置等ございますので、一定の期間は対応可能でございます。どれくらいもつかわかりますか。

企画財政部長 非常用電源ということで、すべての蛍光灯ではなく非常用となります。燃料を足していけばいけるのですけれども。

危機管理課長補佐 市役所庁舎にあります自家発につきましては、出力の仕方によっても変わってくるのですけれども、24時間は運転できます。また、燃料の補給につきましては協定を結んでおりますので、そちらの方からも調達いたします。また、消防の北分署の方にも燃料のタンクを今回設置していただいておりますので、そちらからも相談により使わせていただけると考えております。その辺につきましても、今年度、来年度で防災計画を見直していきますので、みなさんのご意見をいただきながら、反映できるとことは反映させていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

森岡委員 何日もつ？

会 長 自前の燃料であれば24時間ですけれども、生駒市のガソリンスタンドと協定を結んでおりますので、優先的に生駒市内の石油業者から燃料のほうを供給していただけるというそういう協定を結ばさせていただいております。

森岡委員 商用電源止まったらポンプが動かん。ガソリンスタンドのポンプも動かないぞ。

危機管理課長補佐 ガソリンスタンドの方には自家発も整備していただけて、供給できるような体制は取っていただいております。

会 長 3点目の質問は、どこの中学校のことをおっしゃっているのでしょうか。生駒中学のことですか。

森岡委員 いわゆる幹線道路から奥まったところにありますね。避難したのはいいが避難物資は届くのか。あんなところに避難して、と心配されている方がたくさんいらっしゃるということです。入る道が非常に狭いという中で、あそこに避難して大丈夫なのかという不安がある。だからそういう意味での整備を図っていく必要があるということです。

会 長 もし、当然車両が入れないようであれば、入れる車両に積み替えて搬送するというのもやるでしょうし、学校給食の関係の車両につきましては今も中学校等に入ってきておりますので、こちらも問題はないと考えておりますが、補足ございますか事務局の方から。

危機管理課長補佐 中学校におきましては、防災コンテナを設置しております。あの大きさが入るトラックであれば入れるのかなど。ただ大規模災害時につきましては道路状況がどのようになるのかわからない状態ですので、できるだけ市の方としましては考えておりますのは分散備蓄をできればと考えております。このあたりも防災計画の中で被害想定を見直していきますので、そのあたりからどこにどれだ備蓄しておくのがいいのかということも検討しなおしをしていきたいと考えております。

会 長 他にご意見ご質問等ありますか。

無ければこれもちまして閉会にしたいと思います。

6 閉会

危機管理係長 ありがとうございます。これもちまして平成26年度第1回生駒市防災会議を閉会させていただきます。みなさまありがとうございました。